

## 社会福祉法人光風会役員報酬 及び旅費に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人光風会の役員会等を招集した場合の旅費日当、及び会議費の支出すべき会計区分、並びに額について明確にすることを目的として定める。

第2条 光風会が運営するすべての施設について、運営管理に関する協議のため、役員会等を招集あるいは出張した場合、出席した役員等に対し、第4条の定めに基づき旅費及び日当を支給する。

第3条 前条に基づく旅費・日当及び会議費の支出に関する会計区分は、本部会計により支出するものとする。ただし、当法人以外の主催する会議等については、施設会計より支出するものとする。

第4条 第2条により会議を招集、又は出張した場合、次の旅費・日当を支給する。

- 1 会議または出張1日に対して1人につき報酬8,000円を支給する。
- 2 役員等が公務のため旅行するときは、社会福祉法人光風会旅費規程の定めるところにより旅費を支給する。

### 附則

- 1 この規程は平成7年4月1日から施行する。

平成29年4月1日 一部改正